

各私立高等学校等設置者様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金における「税額を判断する保護者」の
確認方法について（通知）

標記について、平成27年4月6日付け私第1072号にて通知したところですが、離婚協議中の確認方法について下記のとおり取扱いを変更することとしましたので通知します。つきましては、今後の事務処理に留意してください。

記

1 保護者の確認方法

次の証明書・申出書の提出をもってア～ウの確認を行い、もう一方の保護者の所得のみにより判断する。

ア 離婚協議中である

- | | |
|----------------------|--|
| ① 離婚調停中の場合 | ⇒ 家庭裁判所の事件係属証明書 |
| ② 調停の申立てを行い、調停開始前の場合 | ⇒ 家庭裁判所の申立受理証明書 |
| ③ 調停不成立などにより中断している場合 | ⇒ 家庭裁判所の事件終了（調停不成立）証明書
および再調停の申立受理証明書 |

イ 別居中である ⇒ 住民票（全部事項証明書）または申立書

ウ 親権者の一方に課税証明書等の ⇒ 申立書
提出を求めたが応じてもらえない

2 変更年月日 平成29年7月1日

お問い合わせ先

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 牧、藤井
TEL: 06-6210-9274(直通)
専各振興グループ 後川、谷口
TEL: 06-6210-9272(直通)

平成 29 年 7 月 1 2 日付け教私第 1 9 6 5 号通知	平成 27 年 4 月 6 日付け私第 1 0 7 2 号通知
<p>1 保護者の確認方法</p> <p>次の証明書・申出書の提出をもってア～ウの確認を行い、もう一方の保護者の所得のみにより判断する。</p> <p>ア 離婚協議中である</p> <p>① 離婚調停中の場合 ⇒ 家庭裁判所の事件係属証明書</p> <p>② 調停の申立てを行い、調停開始前の場合 ⇒ 家庭裁判所の申立受理証明書</p> <p>③ 調停不成立などにより中断している場合 ⇒ 家庭裁判所の事件終了（調停不成立）証明書および再調停の申立受理証明書</p> <p>イ 別居中である ⇒ 住民票（全部事項証明書）または申立書</p> <p>ウ 親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない ⇒ 申立書</p>	<p>1 保護者の確認方法</p> <p>離婚協議中の場合は、これまでは、親権者全員の課税証明書が提出されない場合は、補助対象外としてきたが、国の就学支援金事務処理要領（新制度）の改正も考慮し、次の証明書・申出書の提出をもってア～ウの確認を行い、もう一方の保護者の所得のみにより判断する。</p> <p>ア 離婚協議中である ⇒ 家庭裁判所の事件係属証明書</p> <p>イ 別居中である ⇒ 住民票（全部事項証明書）または申立書</p> <p>ウ 親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない ⇒ 申立書</p>